

法文	頁	見出し	出題年度⇒ 問題番号⇒	H11	H11	H12	H12	H13	H14	H14	H15	H15	H16	H17	H18	H18	H19	H19	H20	H21	H21	H22	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29	H30	H30	計 問	率 %	出題問題の傾向分析			
				7	8	6	8	6	7	6	7	8	7	6	7	8	7	6	7	7	8	10	7	8	20	6	7	無	8	9	7	7	9				8	9	8
令107条	186	耐火性能																																	1	0.7	火災の種類は、通常の火災・屋内の火災・建物周囲の火災を想定している。		
令108条の3	187	耐火建築物の基準										1																							4	2.9	耐火性能検証法とは、屋内の火災時に主要構造部が構造耐力上支障のある損傷を生じないこと、周囲の火災時に耐力壁である外壁が構造耐力上支障のある損傷を生じないことである。4階の映画館で耐火性能検証法により確かめられた場合は、主要構造部の柱を耐火建築物としなくてよい。防火区画検証法は、開口部に設けられた防火設備について、屋内の火災時に加熱面以外の面に火災を出すことなく耐えることを確かめる方法である。		
令109条の3	190	準耐火性能と同等耐火性能																														1			1	0.7	準耐火構造以外の建築物でも、柱及び梁が不燃材料で、その他の主要構造部が所定の技術的基準に適合するものとし、また、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に所定の防火設備を有するものは、準耐火建築物に該当する。		
令111条	192	窓を有しない居室				5																													1	0.7	採光面積が床面積の1/20未満(無窓居室)の区画する主要構造部は、耐火構造又は不燃材料とする。		
令112条	192	防火区画				3														1.34									4						5	3.7	11階以上は、基本的に100㎡(準不燃+特定防火で200㎡、不燃+特定防火で500㎡、更にSP等級和で×2倍)で区画する。27条特殊建築物の異種用途区画は、準耐火+特定防火設備で区画する。地階と3階以上の居室のある建物は、階段とその他の部分又はダクトスペースとその他の部分を準耐火構造の床若しくは壁と防火設備で区画する。共同住宅で3以下の床面積が200㎡以内は、たて穴区画が除外される。		
令114条	196	界壁、間仕切壁、隔壁								4											2														2	1.5	300㎡を超える小屋組が木造である場合は、けた間隔120m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設ける。有料老人ホームの間仕切壁は、準耐火構造として小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。		
令119条	200	廊下の幅																			2														2	1.5	病院の両側に居室のある廊下の幅は1.6m以上、小学校は2.3m以上とする。		
令120条	200	直通階段の設置														5						1										3		1	5	3.7	百貨店・飲食店の内装が難燃材料の場合は、歩行距離30mとする(内装が準不燃なら+10mで40m)。メゾネット共同住宅で階数2又は3で出入口が1階ならば、歩行距離40m以下とすることができる。ホテルの内装が難燃材料の場合は、歩行距離50mとする(内装が準不燃なら+10mで60m)。		
③ 令121条	201	2以上の直通階段			1~5		1	2								1										2				1	1~4		1~3		22	16.2	用途(ホテル・店舗・事務所・病院・飲食店・物品販売業・共同住宅・寄宿舍・旅館)は、その階数・面積にて直通階段2以上のものを選定することとなるが、指定用途以外の建築物は、6階以上は面積に関係なく、5階以下は避難階の直上階で200㎡その他の階で100㎡を超える場合に2以上の直通階段が必要である(準耐火構造又は不燃材料なら面積2倍)。用途(ホテル・遊技場・マーケット・料理店・事務所)は、その階数・面積・歩行距離にて直通階段2以上のものを選定する(出題は歩行距離で決定できる)。重複距離は歩行距離の1/2を超えてはならない。物品販売業は、1500㎡を超える場合は2以上の直通階段を設けなければならない。ナイトクラブ及びバーで100㎡以下、各階に避難バルコニー、直通階段を屋外に設置した場合は、2以上の直通階段を設けなければならない(準耐火・不燃は2倍)。		
令122条	202	避難階段の設置		5			2																										4		7	5.1	5階以上の階を物品販売業とする場合は、1以上を特別避難階段とする。15階以上又は地下3階以下の建築物は、特別避難階段とする。100㎡以内(共同住宅の住戸部分は200㎡以内)で区画され特別防火設備としたものは、避難階段を設けなくても良い。5階以上又は地下2階以下の建築物は、避難階段とする(4階建てなら避難階段が不要)。3階以上の階を物品販売業とする場合は2以上の直通階段を設置する(1500㎡を超えるもののみ)。		
令123条	202	(特別)避難階段の構造				1.4										3.4					1.24							3							8	5.9	屋外避難階段は、出入口以外の開口部から2m以上離す。特別避難階段は、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。特別避難階段の付室は、準耐火構造で仕上げ下地共に不燃材料とする。屋内及び屋外の避難階段の階段室は、耐火構造とする(屋内の天井・壁は仕上げと下地の両方を不燃材料)。特別避難階段は、屋内から付室への出入口は特定防火設備で付室から階段の出入口は、防火設備とする。病院の15階以上又は地下3階以下の付室面積は、居室面積の8/100以上が必要である。15階以上の直通階段は、特別避難階段とする。特別避難階段の付室は、採光又は予備電源を有する照明設備を設ける。階段室の屋外に面する壁に設ける開口部は、壁及び屋根から90cm以上の距離に設ける。		
令124条	204	店舗の避難階段の幅														2									1					3				4	5	3.7	店舗の避難階段及び特別避難階段の幅は、最大の階における床面積100㎡につき60cmの割合で算定した数値以上とする(幅を計算させる問題有)。避難階段及び特別避難階段の出入口の幅は、100㎡につき27cmを乗じた数値以上とする。避難階段の幅は、400㎡×(60cm/100㎡)=240cm、従って2.4m以上は該当する。		
令125条	204	屋外への出口				2				1																										3	2.2	劇場の出口は、内開きとしてはならない。ホテルの避難階から屋外への出口に至る歩行距離は、50m以下とする。	
② 令126条	205	屋上広場		2												2																				5	3.7	屋上広場又は2階以上のバルコニーには、1.1m以上の手すり・壁・さく又は金網を設けなければならない(2階建て工場除く)。5階以上の百貨店は、避難できる屋上広場を設けなければならない。	
令126条の2	205	排煙設備の設置		3			5	5																										2		4	2.9	31m以下の居室を100㎡以内で防煙区画した場合は、排煙設備が不要である。階段・昇降機の昇降部分は、排煙設備が不要である。排煙設備は、特殊建築物で500㎡を超える、3階以上で500㎡を超える、無窓・1000㎡を超える建築物の居室が200㎡を超えるものに設置する。避難施設等には、避難階段・出入口・排煙設備・非常照明・非常進入口・避難上及び消火に必要な通路等がある。	
令126条の3	205	排煙設備の構造																			3															1	0.7	排煙設備には、予備電源を設ける。排煙口には、手動解放装置を設ける(床面から80cm以上1.5m以下)。排煙機は、一の排煙口の開放に伴い1分間に120㎡以上かつ床面積1㎡につき1㎡(2以上なら1㎡につき2㎡)以上の能力を有する。	
令126条の4	206	非常用照明の設置						1		2											1		2									4		3		7	5.1	病院の病室、寄宿舍、学校等(体育館・ボウリング)、採光上有効に直接外気に解放された通路は、非常照明が不要である。3階以上で500㎡を超える建築物及び1000㎡を超える建築物の居室、それらの通路・階段・廊下には、非常照明を設置する。非常用の照明は、直接照明で床面に置いて1ルクス以上とする。	
令126条の6	207	非常用進入口の設置		1				4															3													5	3.7	31m以下の3階以上で直径1m以上の円が内設できる窓で、壁面10mの長さ10m以内ごとに設けた場合は、非常用の進入口の設置が不要である。31mを超える部分には、非常用の進入口の設置が不要である。非常用の進入口は、幅75cm以上、高さ1.2m以上、下端の床面からの高さ80cm以下とする。	
令128条	208	敷地内の通路		4				3																													3	2.2	屋外への出口から道に通ずる幅員は、1.5m以上とする。
令128条の3	208	地下街						3																													1	0.7	地下街の歩行距離は、30m以下とする。
令128条の4	210	制限を受けない特殊建築物																																			1	0.7	こころを設置した給湯室の仕上げは、準不燃材料以上とするが耐火建築物は除かれる(難燃材料でも良い)。
① 令129条	212	階避難安全性能							1~5		1~5		1~5		1~5																					25	18.4	階避難安全検証法が適用された建築物の室内仕上げ材、特別避難階段の付室面積、直通階段までの歩行距離、排煙設備の各規定は除外される。非常用EVの予備電源を有する照明設備、特別避難階段の内装不燃材料、2以上の直通階段の設置、防火区画及びその仕上げ材と下地材の条件は除外できない。階避難安全検証法とは、火災が発生してから当該居室から避難を終了するまで要する時間、歩行時間、出口を通過するために要する時間等を検討する(当該階から避難階までの移動する時間は含まれない)。	
令129条の2	213	全館避難安全性能								5		2,3,4,5		3,4,5									3,4													12	8.8	全館避難安全検証法でも2以上の直通階段、客用の出口の戸の内開き、非常用照明装置、耐火建築物、調理室の内装は除外できない。全館避難安全検証法では、防火区画の面積規定は除外できる(準耐火又は不燃材料に限る)。2以上の直通階段は除外できない(重複距離含む)が、単なる直通階段は除外できる(歩行距離含む)。全館避難安全検証法とは、「在館者のすべてが当該建築物から地上まで避難終了する時間」と「火災による煙又はガスが避難上支障のある高さまで降下する時間」を比較する検証法である(「火災により建築物が倒壊するまでの要する時間」という規定はない)。	
令129条の2の5	216	給水・排水の配管																																			1	0.7	パイプシャフト内の区画貫通は、両側1mに不燃材料としなくても良い。
令129条の13の2	224	非常用昇降機を要しない建築物						4																													2	1.5	31mを超える4以下の階で床面積を100㎡以内に区画した場合は、非常用EVを設置しなくてよい。非常用EVの出入口から屋外出口までの歩行距離は、30m以下とする。
令136条の2の2	245	(準)防火地域の屋根								3																											1	0.7	屋根は火の粉により発炎しないこと。
法24条	42	木造建築物の外壁																																			1	0.7	地上2階建ての共同住宅は、延べ面積200㎡を超えて居ないので、防火構造としなくてもよい。
法86条の7	105	既存建物の制限緩和															4																				1	0.7	既存不適格の建築物で増築する部分が区画されている場合、その他の区画部分は独立部分となり、各規定は適用しない。
合計																																				136	100.0		

注)表中の数字は選択肢問題の番号(代表1法文)、計は出題法文の合計数、率は合計数の比率である。出題問題の傾向分析は問題のポイント解説である(重要一部分の解説)。表の色分けは出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。